

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書

日本産科婦人科学会の生殖補助医療機関への調査結果によると、平成30年の体外受精などの特定不妊治療による出生数は56,979人であり、治療件数は454,893件といずれも過去最多となった。

国においては、平成16年度に、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療に要する費用の一部を助成する「不妊に悩む方への特定治療支援事業」を創設し、その後も助成額の拡充や所得制限の緩和などを段階的に進めてきたところであるが、不妊治療への保険適用については、その範囲が不妊の検査や原因の治療に限られている。特定不妊治療である体外受精や顕微授精については保険適用外であり、1回当たり数十万円の費用を要し、何度も繰り返し治療を受けることが多いため、不妊治療を受ける人々の大きな経済的負担となっている。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を10月から始めたところであるが、保険適用の拡大および所得制限の撤廃を含めた特定治療支援事業の拡充は、早急に対応しなければならない喫緊の課題である。

よって、政府においては、不妊治療を希望する人々が、安心して治療を受けることができるよう、下記の事項に早急に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることのないよう、現在、特定治療支援事業の対象となっていない「人工授精」をはじめ、特定不妊治療である「体外受精」や「顕微授精」、さらには「男性に対する治療」についても拡大の対象として検討すること。
- 2 不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、特定治療支援事業との整合性も考慮しながら、当該事業の所得制限の撤廃や回数制限の緩和などの拡充により、不妊治療を希望する世帯の経済的負担の軽減を図ること。
- 3 不妊治療と仕事が両立できる職場環境整備を推進するとともに、不妊治療に関する相談体制のさらなる充実を図ること。
- 4 不育症への保険適用の拡大や、不妊治療の保険適用及び助成の対象世帯の要件拡大について検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年（2020年）12月10日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策）
（提出者）全議員